

2020年9月25日

従業員各位 緊急連絡

光製薬株式会社

新型コロナウイルスの市中感染の減少傾向に伴う当社の対応について

2020年7月末をピークとした第二波の新型コロナウイルス患者の増加傾向のおさまりを受け、政府や各都道府県も規制の緩和を進めてきております。そして9月10日の専門家会議における結論を踏まえて、最も感染者数の多い東京都も感染状況の警戒レベルを1段階引き下げる事を決定しました。

このような状況の変化から、光製薬は感染予防対策を継続しつつ医療用医薬品の安定供給を継続する為、従業員の皆様には下記の通りの対応をお願い致します。

記

- ① 出社時、帰宅時及び外出先より戻った際は手洗いやうがい等の感染予防対策を徹底する事
- ② マスク着用及び咳エチケットの実施
- ③ 毎日の検温の実施
- ④ 外出や他県への移動の対応
(充分な感染予防対策を施しながら対応をする事)
 - (ア) 業務上必要な県をまたぐ外出・出張
10月1日より制限を解除する。
 - (イ) 私的な移動・外出
10月1日より制限を解除する。
 - (ウ) 海外への移動
当面の間は原則的に禁止とする。
- ⑤ 屋内及びイベント会場において不特定多数の参加する行事への参加及び開催
(充分な感染予防対策を施しながら対応をすること)
 - (ア) 社内外の会議・打ち合わせ
10月1日より制限を解除する。
ただし、可能な限りWeb会議を活用するものとする。
 - (イ) 業務上の講習会、研修会、展示会、監査、査察への参加
10月1日より制限を解除する。
ただし、海外への移動は原則的に禁止とする。
 - (ウ) 業務上及び私的な慰労会、懇親会、歓送迎会、食事会への参加
10月1日より制限を解除する。
ただし、感染予防対策が徹底された場所で多人数を避けること。
 - (エ) イベント、遊興施設への立ち入り等
10月1日より制限を解除する。

- ⑥ 本人及び同居家族に新型コロナウイルスに該当する自覚症状が出た場合は、会社に連絡し、休暇を申請すること。
- ⑦ 公共交通機関の利用については感染予防対策に留意すること。
- ⑧ 営業活動においては、取引先の自粛規制に従うこと。
- ⑨ 公共交通機関利用の方の時差出勤、マイカー通勤並びに在宅勤務については当面継続する。

なお、①、②、③、④の(ウ)、⑤の(ウ)、⑦の事項に関しましては同居家族の方もご協力くださるようお願い致します。

※要徹底事項

次の場合は会社の上司に必ず連絡し、指示を仰いでから出社するよう徹底すること

- ① 本人や家族が発熱した場合
- ② 本人や家族が味覚や嗅覚に異変を感じた場合
- ③ 家族の学校や職場で新型コロナウイルス感染者が発生した場合
- ④ 家族の学校や職場が新型コロナウイルス感染の為に休校や休みになった場合
- ⑤ 本人や家族が濃厚接触者の指定を受けた、又は疑わしい場合
ただし、この場合は保健所や地方自治体の指示を仰ぎ会社が出社の可否を判断することとする。

以上